

伊勢市土地開発事業指導要綱

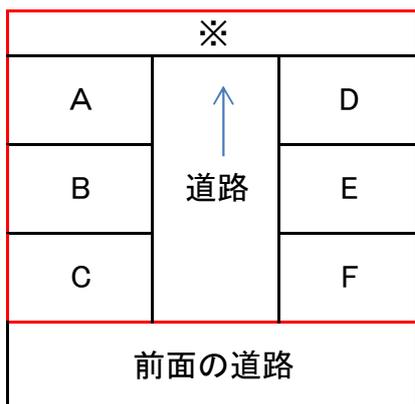
設計審査基準の改正について

※平成29年4月1日より改正します。

主な改正が6点あり、内容は次のとおりです。

① 道路行き止まり部分における安全対策の基準を明確にします。

(設計審査基準第2条第5項)



- (1) ※の土地に乗り入れがある場合
→安全対策不要
- (2) ※の土地が道路より高い
→視線誘導標のみ設置
- (3) ※の土地が道路と同じ高さ
→視線誘導標のみ設置
- (4) ※の土地が道路より低い(高低差1m未満)
→視線誘導標のみ設置
- (5) ※の土地が道路より1m以上低い
→車両用防護柵および視線誘導標を設置

② 交差点部における安全対策を強化します。

(設計審査基準第2条の2第5項)

これまで

必要に応じて、道路反射鏡、街路灯又は視覚障がい者用誘導ブロック等を設置する

改正後

交差点には原則として道路反射鏡を設置する

必要に応じて、街路灯、視覚障がい者用誘導ブロック等を設置する

③ 乗入れの設置について、三重県の指導に準じて基準を見直します。

(設計審査基準第2条第5項)

	乗入口の幅
住宅	6m以下
店舗等	8m(※)以下

※ 大型車の乗入れが主たる目的の場合
12m以下とすることができます。

交差点、踏切からは5m以上、バス停からは10m以上の距離を確保してください。

④ 雨水排水施設および洪水調整池について

(設計審査基準第3条、第3条の2関係)

これまで

側溝等の排水施設について、「底勾配0.3%以上かつ流速3.0m/sec以下」
土留め型側溝については、底板と本体が一体成形されたものだけに使用を認める

改正後

側溝等の排水施設について、「**原則**、底勾配0.3%以上かつ流速3.0m/sec以下」
土留め型側溝については、**側溝本体と底板を連結するタイプ**についても使用を認める

※減勢工などの措置については予め施設管理者と協議するようにしてください。

- ・伊勢市が管理する洪水調整池については、3m以上の管理用通路を設けるようにしてください。なお、道路や公園等の公共用地が隣接する場合は、この限りではありません。



調整池については、3m以上の管理用通路を設けるか
公共用地を隣接させること

⑤ 公園等について

(設計審査基準第4条関係)

- ・3,000㎡を超える開発行為において、主として住宅の用に供する目的のものについては、「公園」を設置することとします。

公園とは…

原則としてベンチを2基以上設置し、必要に応じて樹木や遊具を設置する。
周囲はメッシュフェンス等を設け、スクリーニング舗装等で仕上げる。

- ・緑地について、「碎石敷」による処理を取りやめます。
張芝や種子吹付け等、緑化仕上げとしてください。

⑥ ごみ集積所について

(設計審査基準第9条関係)

主として住宅の用に供する目的で行う開発行為について

- ・地元町会等と協議の上、既設のごみ集積所を利用するよう努めてください。
- ・既設のごみ集積所の容量に余裕がない場合等、やむを得ない場合については地元町会等および清掃課と協議の上、開発区域内に用地を確保の上ごみ集積所を設置してください。なお、50世帯に1ヶ所を基準とします。
- ・新たに設置したごみ集積所および資源ステーションについては、遅くとも使用開始の10日前までに清掃課へ報告してください。

※その他改正内容については、改正後の伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準をご確認ください。